

繊維産業技能実習事業協議会の設置について

経済産業省が、繊維産業を所管する立場から、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に基づく事業協議会を組織する。

名 称：繊維産業技能実習事業協議会

設 置：平成30年3月23日

根 拠：外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第54条第1項

目 的：事業協議会の構成員が相互の連絡を図ることにより、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、構成員の連携の緊密化を図るとともに、繊維産業の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行うこと。

協議事項：①技能実習制度の適正化等に係る周知及び徹底
②技能実習の実施及び技能実習生の保護に係る状況の把握
③技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組

構 成 員：別紙のとおり

議 事：非公開（資料・議事要旨を公開）

事 務 局：経済産業省製造産業局生活製品課
日本繊維産業連盟

繊維産業技能実習事業協議会 構成員等

【実習実施者・監理団体の関係者】

日本繊維産業連盟	(会 長 鎌原 正直)
繊維産業流通構造改革推進協議会	(会 長 馬場 彰)
全国染色協同組合連合会	(理事長 池田 佳隆)
全日本婦人子供服工業組合連合会	(理事長 伏見 二彦)
日本麻紡績協会	(会 長 飯田 時章)
日本アパレルソーイング工業組合連合会	(会 長 岩崎 靖璋)
(一社)日本アパレル・ファッション産業協会	(理事長 廣内 武)
(一社)日本インテリアファブリックス協会	(会 長 吉川 一三)
日本羽毛製品協同組合	(理事長 河田 敏勝)
日本織物中央卸商業組合連合会	(理事長 田中 源治)
日本カーペット工業組合	(理事長 吉川 一三)
日本絹人織織物工業組合連合会	(理事長 荒井 由泰)
日本靴下協会	(会 長 今泉 賢治)
日本靴下工業組合連合会	(理事長 辻本 憲之)
日本毛織物等工業組合連合会	(理事長 早川 隆雄)
日本毛整理協会	(会 長 高岡 幸郎)
協同組合日本シャツアパレル協会	(理事長 中村 淳)
(一社)日本寝具寝装品協会	(会 長 西川 八一行)
日本繊維染色連合会	(会 長 川合 創記男)
(一社)日本染色協会	(会 長 八代 芳明)
(一社)日本ソーイング技術研究協会	(理事長 御園 慎一郎)
日本タオル工業組合連合会	(理事長 近藤 聖司)
日本テントシート工業組合連合会	(理事長 泉 貞夫)
日本ニット工業組合連合会	(理事長 中島 健一)
日本ニット中央卸商業組合連合会	(理事長 梅村 篤)
日本縫糸工業協会	(会 長 藤井 一郎)
日本撚糸工業組合連合会	(理事長 黒本 憲治)
日本被服工業組合連合会	(理事長 河合 秀文)

日本ふとん製造協同組合	(理事長 浅黄 敬之)
日本紡績協会	(会長 野上 義博)
(一社)日本ボディファッション協会	(会長 塚本 能交)
日本綿スフ織物工業連合会	(会長 貝原 良治)
日本毛布工業組合	(理事長 森口 和信)
日本輸出縫製品工業組合	(理事長 荒井 敏博)
日本羊毛産業協会	(会長 富田 一弥)
日本和紡績工業組合	(理事長 吉口 二郎)

【事業所管省庁】

経済産業省製造産業局	(局長 多田 明弘)
経済産業省大臣官房審議官 (製造産業局担当)	(審議官 土田 浩史)
経済産業省製造産業局生活製品課	(課長 杉山 真)
経済産業省製造産業局生活製品課	(企画官 矢野 剛史)

【オブザーバー】

法務省入国管理局入国在留課	(課長 丸山 秀治)
厚生労働省人材開発統括官人材育成担当参事官室	(参事官 山田 敏充)
経済産業省経済産業政策局産業人材政策担当参事官室	(参事官 伊藤 禎則)
外国人技能実習機構監理団体部	(部長 白尾 香)
全日本帽子協会	(会長 赤穂 咲夫)
日本編レース工業組合連合会	(理事長 黒澤 昇)
日本化学繊維協会	(会長 檜原 誠慈)
日本作業手袋工業組合連合会	(理事長 宮島 茂明)
日本製網工業組合	(理事長 宇田川 純一)
(一社)繊維評価技術協議会	(会長 佐々木 久衛)
日本繊維輸出組合	(理事長 秋吉 満)
日本繊維輸入組合	(理事長 秋吉 満)
日本手袋工業組合	(理事長 友國 誠二)
日本ネクタイ組合連合会	(会長 和田 匡生)
日本不織布協会	(会長 大石 義夫)

(順不同・敬称略)

参照条文

【事業協議会関係】

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
(平成28年法律第89号)(抄)

(事業協議会)

第五十四条 事業所管大臣は、当該事業所管大臣及びその所管する特定の業種に属する事業に係る実習実施者又は監理団体を構成員とする団体その他の関係者により構成される協議会(以下この条において「事業協議会」という。)を組織することができる。

- 2 事業協議会は、必要があると認めるときは、機構その他の事業協議会が必要と認める者をその構成員として加えることができる。
- 3 事業協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、その事業の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行うものとする。
- 4 事業協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、事業協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、事業協議会が定める。